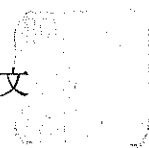


湯河原町告示第 29 号

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する
告示

湯河原町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（令和 6 年湯河原町告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「強化」を「推進」に改める。

第 3 条中第 9 号を第 12 号とし、第 3 号から第 8 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 3 号を加える。

(3) 日本国籍を有する者で、外国の法令に基づき成立した婚姻は、戸籍に婚姻の事実が記載されていること。

(4) 外国籍を有する者の婚姻は、日本国内の市区町村に婚姻届を提出し受理された婚姻であること。

(5) 次に掲げる講座等のいずれかを第 5 条第 1 項に規定する交付申請前に夫婦ともに実施すること。ただし、やむを得ない理由がある場合には交付決定年度内に実施するものとする。

ア ライフデザイン支援講座（乳幼児と触れ合う体験又は子育て世帯との意見交換を含む。）の受講

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関又は保健師への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性の家事又は育児参画のための講座を含む。）の受講

第 5 条第 1 項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 第 3 条第 5 号に掲げる講座等のいずれかを交付決定年度内に夫婦ともに実施したことが分かる書類